

第12回門真市個人情報保護審議会議事録

開催日時 平成23年8月3日（水）午後1時
開催場所 門真市役所 別館3階 第2会議室
出席委員 武部 隆、玄番 允子、上田 フサ、植村 興、奥田 浩二、日高 哲生、
平岡 久美子
事務局職員 森本総務部長、福與総務部次長、溝口法務課長、中野法務課長補佐、野口主査、
吉田係員
担当職員 小野企画課長、澤井市民課長、西田市民課長補佐

開会（午後1時）

事務局 ただ今より、第12回個人情報保護審議会を開催させていただきます。

私は、法務課長の溝口と申します。よろしくお願い致します。後ほど、会長の互選をお願い致しますが、会長が選出されますまで、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。それでは、開会に先立ちまして、北村副市長からご挨拶を申し上げます。

北村副市長 (挨拶)

事務局 それでは、議事に入ります前に、本日は、委員の皆様の初顔合せとなりますので、各委員の皆様方のご紹介から始めさせていただきたいと存じます。

(各委員、担当職員及び事務局職員の紹介)

本日は、委員の任期が開始いたしまして初めての会議でございますので、門真市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定により、会長の互選をお願いしたいと存じます。

植村委員 この審議会は、前の名前は確か、電子計算機情報保護審議会でしたかね、伝統のある門真市の審議会でございますが、初代の会長は、辻田先生、コンピュータの専門家でした。

この頃のコンピュータ関係のハードもソフトも時代が進んでおりまして、次々と新しいことが出てきます。そういう意味で、京都大学大学院の武部教授は、仕事でコンピュータも使っておられますので、適任かと思っておりますので、武部教授を会長に推薦させていただきたいと思っております。よろしく審議の方をお願い致します。

事務局 ただ今、植村委員から武部委員のご推薦がありました。会長は武部委員でいかがでございますか。

(「異議なし」との声あり。)

事務局 それでは、武部委員に会長をお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは、武部委員、会長に選出されましたので、会長席の方へ移動いただきまように、よろしくお願い致します。

それでは、ここで武部会長の方に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

武部会長 (挨拶)

それでは、早速ですが、副会長の互選に入ります。お諮りいたします。副会長には、門

真地区人権擁護委員会会長の玄番允子様をお願いしたいと思っておりますが、いかがなものでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

武部会長 それでは、玄番委員、副会長に選出されましたので、副会長席の方へ移動していただけますでしょうか。

玄番副会長 よろしくお願ひ致します。

武部会長 それでは、審議に入りたいと思いますが、その審議に入る前に新しい委員の方もいらっしゃると思いますので、この個人情報保護審議会において、審議を進めていくに当たっての基礎的な知識といいますか、そういったものを共有していく必要がありますので、このあたりについて事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、門真市個人情報保護審議会の概要を説明させていただきます。本日、お配りしております第12回門真市個人情報保護審議会次第をご覧くださいませでしょうか。この次第3ページの資料2をお開きいただけますでしょうか。4ページに渡りまして、附属機関に関する条例と個人情報保護条例の抜粋を記載させていただいております。まず、門真市個人情報保護審議会の担当事務でございますが、市長、教育委員会等の実施機関の諮問に応じまして、次の5点について調査、審議していただくものでございます。その5点について、説明させていただきます。まず1点目と致しましては、個人情報の保護に関し、その保護対策を調査、審議していただくものでございます。2点目と致しましては、個人情報の本人収集の原則の例外措置に対する意見を、3点目と致しましては、思想、信条、宗教等のいわゆるセンシティブ情報収集禁止の原則の例外措置に対する意見を、4点目と致しましては、保有個人情報の目的外利用及び外部提供禁止の原則の例外措置に対する意見を、最後に、5点目と致しましては、通信回線により結合されたコンピュータを用いた保有個人情報の外部提供に対する意見を、それぞれ頂戴するものでございます。

続きまして、「門真市個人情報保護審議会の会議公開要領」の説明をさせていただきます。審議会次第5ページの資料3及び次第9ページの資料4をご覧ください。この要領は、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づきまして、平成15年の門真市個人情報保護審議会で、会議の公開の取扱いを定めたものでございまして、傍聴者の定員、傍聴手続、傍聴時の遵守事項、会議記録の閲覧等を定めたものでございます。これが、資料3の門真市個人情報保護審議会の会議公開要領となっております。なお、会議記録は、全文筆記に近い要約として記録させていただいて、ホームページ等で公開したいと考えておりますので、会議記録作成の正確性を期すために、会議中の録音をさせていただいておりますので、よろしくお願ひ致します。

ここで、事務局から提案でございますが、今後の審議会につきましても、平成15年の会議公開要領の申し合わせのとおり、今までどおり取り扱ってよろしいでしょうか。

武部会長 今、事務局の方から会議記録の件でご説明がありましたけれども、ちょっとお伺いしたいのですが、会議記録というのは、A委員、B委員というような形ではなくて、誰がどのような発言をしたかという実名を示しながら公表されると理解してよろしいでしょうか。

事務局 はい、委員の名前も含めて全文に近い形で公表させていただきたいと考えておりますが、

よろしいでしょうか。

武部会長 異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

事務局 それでは、今までどおり取り扱わせていただきたいと思います。事務局からの説明は以上です。

武部会長 それでは、事務局からの説明が終わりましたので、早速ですが、諮問事項の審議に入ります。諮問書及び資料につきましては、既に、当審議会の開催通知に併せて、委員の皆様のお手元に送付されていることと存じます。今回の諮問事項であります「コンビニエンスストアにおける証明書等自動交付サービスの実施に伴い、通信回線により結合されたコンピュータを用いて保有個人情報の提供を行うことについて」に関しまして、諮問の趣旨等について、市民課からご説明願います。

澤井課長 コンビニエンスストアにおける証明書等自動交付サービスいわゆるコンビニ交付とは住民基本台帳カードを利用して、住民票の写しと印鑑登録証明書がコンビニエンスストアで取得できるサービスです。このコンビに交付の実施に伴い、通信回線により結合されたコンピュータを用いて保有個人情報の提供を行うことにつきましては、本市と財団法人地方自治情報センターが契約を行い、同センターの運営する証明書交付センターシステムと通信回線によりコンピュータを結合します。さらに、証明書交付センターシステムからコンビニ店舗に設置されているキオスク端末へ結合を行います。サービスを利用するには、キオスク端末で申請から交付までのすべての手続きを行うため、通信回線によるコンピュータの結合が不可欠であると考えられます。その際、本市と証明書交付センターシステム間の通信回線は、行政機関内に閉じた通信回線としてすでに利用されているL GWAN（総合行政ネットワーク）を使用しており、証明書交付センターシステムとキオスク端末間の通信回線は閉域性が確保された専用回線を使用します。

また、通信内容についても暗号化することにより、個人情報漏えい防止対策を実施しております。証明書交付センターシステム及びキオスク端末は個人情報の含まれる証明書データを保持しておらず、証明書の印刷後には、送信した証明書データは完全に消去されます。サービスを受けるためには、住民基本台帳カードとサービス利用のための暗証番号が必要です。本人以外の証明書の取得も不可能と思われま。

以上のおり、個人情報は保護されていると考えられますので、通信回線による結合を行いコンビニ交付を実施したいと考えておりますので、ご審議の程よろしく願いいたします。

武部会長 諮問書の添付資料3、4の説明をしていただけるとありがたいのですが。

小野課長 会長がおっしゃられました資料3 コンビニ交付における証明書交付の流れの図を用いまして、再度ご説明の方を申し上げます。まず、門真市は、財団法人地方自治情報センターが運営しております証明書交付センターまでの間につきましては、L GWANといいます総合行政ネットワーク、いわゆる閉ざされた中での通信を暗号化によってデータを送信させていただきます。本市は、あくまでも財団との契約でございまして、財団法人とコンビニの方でキオスク端末からの証明書発行の契約をするという形になっております。証明書

交付センターからコンビニ間におきましても、専用回線ということで外部からは通信に入ることができない専用回線を暗号化したデータで送る形になっております。この分につきましては、あくまでも門真市にございます証明書発行サーバに全てのデータがございまして、転送サーバと広域交付サーバ、こちらの方はあくまでも経由するための信号のやり取りをするためのサーバでございまして、こちらの方には情報は残るといことはございませぬ。コンビニの方のキオスク端末は、いわゆるコピー機と同じ状態でございまして、普通紙を用いまして表に住民票等の証明内容、裏側は改ざん防止のためのスクランブル印刷、これをするによりまして、不正な住民票の発行を防ぐと。

それと、先ほど市民課長が申しあげましたように、このコンビニエンスストアにおきまして、証明書を取る際につきましては、あくまでもご本人様の住基カードでご本人様しか知らない暗証番号を用いて、発行していただくということで、個人情報につきましては保護はされているというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

武部会長 先ほどの説明で、この審議会では5点審議するというご説明がございまして、今日の諮問はこの5点目に関わる問題についての諮問だと理解しております。原則禁止となっております保有個人情報の外部提供につきまして、通信回線により結合されたコンピュータを用いて外部に提供することについて、審議をしていただくと、それが目的であると判断いたします。改めてご説明いただきましたが、何か質問、意見等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

植村委員 もう少し具体的に説明していただきたいのですが、例えば、住基カードをコンビニに持って行きますけれども、例えば私の家族（子ども）に住基カードを渡して、ちょっと取ってきてやと言ったときに、どうされているのか。そういうことができるのか、できないのか、教えていただきたいのですけれども。

小野課長 運用上におきましては、個人様の方から身内の方に暗証番号を教えられた場合につきましては、住民票の方を出すことができるということになります。ただし、暗証番号と言いますのは、あくまでも取得する際には、個人様が入力されて、個人様がカードと暗証番号を管理していただいた上で、個人情報を保護するという観点でございまして、それを個人様のご判断で身内の方に教えられるところまでは、行政として管理することはできないというふうに認識しております。

武部会長 住基カードを預かって、暗証番号も聞いて、そしてコンビニに行って、証明証発行をしていただくことは可能であるということですよ。

小野課長 はい、そうでございます。

武部会長 他に何かございませぬでしょうか。

平岡委員 先ほど、具体的なお話が出ましたけれども、例えば、初めてコンビニに行かれて、住基カードで証明書を取られる、発行される際に、操作の方法が分からないとします。その時には、コンビニの従業員が機械の操作方法を教えて下さるわけですよ。

小野課長 基本的には、コンビニの店員の方では、操作の説明は行わないということになっております。

平岡委員 ご本人の責任で全て行っていただき、分からないことがあれば、最初にコンビニにお伺

いして、自分で行うということですね。

小野課長 はい。

武部会長 コンビニの方は、操作方法を教えることは可能なですね。

小野課長 それをしますと、暗証番号を聞くということになりますので、あくまでも画面のガイド
ンスに沿って操作をしていただくというのが理屈になっております。

武部会長 そうすると、言い方が悪いですけど、操作に慣れていない方にとっては、ちょっと面倒
くさいということがあるわけですね。それは、仕方がないという判断でよろしいですか。

小野課長 はい。

武部会長 他に何かございませんでしょうか。

植村委員 本籍は、住所番地まで出てくるのでしたよね。

澤井課長 住民票の内容の中に、いわゆる4項目と言われているものがございまして、世帯主氏名、
世帯主との続柄、本籍、戸籍筆頭者氏名、これは、使用目的に応じて入れることは可能で
す。これは、コンビニ交付の際に誘導されている部分で、必要かどうかというのをタッチ
パネルでご自分で選択していくということで、本籍等を入れることは可能です。

武部会長 他に何かございませんでしょうか。印鑑登録証明と住民票の写しだけを考えておられま
すが、将来増える可能性もあるのですか。

澤井課長 他市町村におきましても、今のところ戸籍謄抄本の交付はいたしておりませんが、検討
中という市町村もございまして、それが実現可能でありましたら、当市も将来的には導入
する必要性も考えまして、導入する可能性もございます。

武部会長 今回の諮問は、住民票の写しと印鑑登録証明のこの2つに限っての諮問と理解してい
いのですか。それとも、他のものも入る可能性があるかと理解すればよいのですか。

澤井課長 今のところ、その2つに限ってでございます。

武部会長 何か他にございませんでしょうか。

玄番副会長 住基カードのことですけれども、住基カードを作って、それを使っての操作になりま
すか。

澤井課長 はい。

玄番副会長 住基カードというのは、これが必要であることの周知はされているのでしょうか。

澤井課長 はい、コンビニで証明証を交付する場合、必ず住民基本台帳カードが必要ということは、
広報等で周知する。そのように考えております。

玄番副会長 それは、簡単に作れるものなのですか。

澤井課長 現在のところ、市民課において住民基本台帳カードを作成しに来られる市民とコンビニ
交付が始まってからとほぼ同じなのでございますが、申請書がございまして、パスポート
と同じサイズの写真1枚(縦4.5cm×横3.5cm)と印鑑、それからお渡しする時に、本人確
認資料と致しまして、運転免許証等2点ご提示いただくという条件で現在発行致しており
ます。

武部会長 はい、ありがとうございます。ほかに何かご意見ご質問等ございましたらお願いいた
します。

植村委員 これが実施されたら非常に便利になると思います。例えば、門真市役所に行かなくても

よそに行っても取れる訳ですよ。そういう意味で非常に便利なんですけども、その逆にですね、これは例えば今振り込み詐欺とかで、銀行のカードというのはものすごくうさく言ってますよね。大事にして、パスワードは他に連絡しないようにとかね。でも逆に言ったらこれ、「おばあちゃん、ちょっと番号教えてえや。」と言ったら「はいはいはい。」と非常に簡単に個人情報が皆ですね、言ってしまうようなそういう危険性も持っていると思うんですね。ですから、そういう意味で、便利とそれから非常に注意しなければならない、このバランスが大事なんで、是非ですね、そこのところPRをしっかりとやらしてもらい必要があると思うんで、そこのところ、是非、もしこれ実施した場合はね、「あーもうこれで良かったな」で終わりではなくって、ちゃんと住基カードが大切ですよと、特にパスワードは人に教えたらず全部漏れますよ。ということをね、PR、広報していただきたいと思います。

武部会長 今の点は、非常に重要な点でございます、個人情報保護条例の第8条第3項で原則的には通信回線により結合されたコンピュータを用いて保有個人情報の提供をしてはならない、と原則禁止になっている訳ですけども、この審議会におきまして、例外的に認められる場合があると、それは2つ理由があつて、条件があつて、1つは、公益上の必要が認められるということ。それからもう1つは、個人の権利利益を侵害する恐れがない、すなわち、個人情報の保護措置がきっちりなされていると、この2つの条件がそろっている場合に限って、例外的に認めるとそういう風に、この保護条例の中では明記されております。

今、植村委員が、おっしゃったことは、公益上の必要性はあるのはよく分かるけれども、個人の権利利益を侵害する恐れがある場合は、具合が悪いので、そういうことがないように個人情報の保護措置をきっちりとして欲しいと、そういう発言だという風に思いますけれども、それについて、事務局と言いますか、諮問された側から回答をお願いいたします。

特に、公益上の必要は全然効率性が上がり、行政サービスも市民へのサービスは間違いなく向上するんだから、公益上の必要性は必ずあるのはこれは問題ない。しかし、もう一方の権利利益を侵害する恐れ、これが個人情報の保護措置が完璧になされているんだしたら、全然問題ないけれども、特に、個人情報の保護措置について植村委員が改めて言われたので、その点について繰り返し確認していただくとありがたい。お願いいたします。

澤井課長 住民基本台帳カードの盗難、紛失で、現在でも申し出があるのですが、まずは最寄の警察署に届出をしていただいて、それから受付帳のようなものを警察で発行されましたものを市役所の市民課窓口へ届出していただきますと、本人さんの意向でその住基カードを廃止することが可能になります。

武部課長 今の説明に対して再質問がございましたら。

植村委員 再質問ではないんですが、新たな質問でよろしいですか。

とにかく、市民に対する一層、注意を喚起していただくということだったと思うんですが、例えば、何かものすごく大きな欠陥が出てきたときとか問題が生じたときに、この回線をストップ、取りやめるという処置は可能でしょうか。

いっぺん繋いでしまったら、一応OKしてしまったら、未来永劫そのままでしょうか。

小野課長 基本的には自動更新ということでございますけれども、一応は一年ルールでございます

し、当然そのような重大な問題が起きましたら、ただちに契約の方は解除させていただく文面が入っております。その辺は含まれております。

植村委員 はい、わかりました。

武部会長 この際、何か疑問点や聞いておきたいことがございましたらお願いします。ありませんでしょうか。

上田委員 時間はコンビニが開いている間ということですか。

武部会長 今の交付時間ですが、ご説明いただけますか。

澤井課長 コンビニといいましても、現在はセブンイレブンのみのサービスでして、セブンイレブン全国で1万店舗以上あると聞いておりますが、24時間空いているセブンイレブンもあれば、早めに閉まる場所もあるようで、このコンビニエンスストアサービスにつきましては、午前6時30分から午後11時までのサービスとなっております。

植村委員 市民に十分に個人情報保護に関してPRしていただくということ、それから2点目は、もし今、分からないような問題点が指摘された場合には、またこの審議会に諮ると思うんですけども、契約解除ができるということ、それを確認させていただいたということですが、これ料金はいくらでしたかね。安くなるんですね。今ここ（市役所）へ来てやるよりもコンビニに行った方が安くなるんですね。料金はどうでしたかね。コンビニ行って料金上がったらね。

澤井課長 コンビニ交付している先進市では、窓口より手数料を50円ないし、100円の減額をしている自治体もあるんですが、窓口と同額の自治体もございます。これからの状況を踏まえまして、現在検討中でございます。よろしく申し上げます。

武部会長 南部市民センターの方でも、コンビニサービスが行われた後でも、今と同じように発行されるのか、なくなってしまうのか、いかがでしょうか。

澤井課長 南部市民センターでも引き続き発行していきます。

武部会長 では、その後も続くという理解でよろしいでしょうかね。

他にご意見ございませんでしょうか。

意見がございませんでしたら、このあたりで質疑応答を終了させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

よろしいようですので、一応質疑応答は終了させていただきたいと思います。それではお諮りしたいと思います。

ただ今、議題となっております「コンビニエンスストアにおける証明書等自動交付サービスの実施に伴い、通信回線により結合されたコンピュータを用いて保有個人情報の提供を行うことについて」は、皆様方からただいまの議論の中でいただきました、ご意見等を盛り込みまして、答申案を作成させていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

武部会長 ご異議がないようでございますので、答申案を作成させていただき、答申案ができあがりましたら、皆様のご意見をお伺いいたしたいと存じます。よろしいでしょうか。

よろしくお願いたします。

武部会長 それでは、その他、事務局からご報告がありますでしょうか。

溝口法務課長 特にその他ということはありませんので、よろしくお願いします。

武部会長 事務局からは特にならぬようですが、この際、委員の皆様から何か言っておきたいことがございましたらご発言ください。

植村委員 先ほど会長から説明がありましたように、基本的にこのコンピュータの情報を保護する、例外的に他と結合してもいいということだったんですが、今までに、色んな認めて結合してきたのが何種類かありましたですね。5つか6つ。それをですね、ここと結びつけたよというのを、各委員にコピーして教えていただいたら、ありがたいと思うのですが。これはお願いです。

武部会長 今おっしゃったのは、いずれも過去の審議会で諮問事項としてあがってきているものですね。

溝口課長 外部団体の接続状況につきましては、事務局の方で集約致しまして、各委員さんにお知らせさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

武部会長 事務局からも特にならぬようですが、委員の皆様からも何も質問ございませんでしたので、以上で全ての審議が終わりました。

今日は、長時間にわたりましてご審議賜りまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、本審議会を終了させていただきます。

閉会（午後1時46分）